# 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書

- 1 入札番号 第 号
- 2 事業名
- 3 事業場所
- 4 作業種
- 5 積算内訳

項	目	主 な 内 訳	金額(千円)
直接事業費	労務費	<b>労務賃金、諸手当</b>	
	材料費	苗木、薬剤、肥料等	
	直接経費	特許使用料、水道光熱電力量、機械経費(組立解体費、輸送費(材料及び労務費を除く))	
	共通仮設費	準備費、運搬費、役務費、事業損失防止施設費、営 繕費、安全費	
間接事業費	現場管理費	労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、現場従業員の給料手当(給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費)、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、登録費用、雑費	
一般管理費等		役員報酬、本店・支店従業員の給料手当(給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、交際費)、修 繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力、用水光 熱費、調査研究費、広告宣伝費、寄付金、地代家 賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租 税公課、保険料、契約保証費、雑費	
計			
消費税及び地方消費税相当額			
合	計		

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

殿

住 所

会社名

役職名

#### 【裏面】 この区分は参考であり、作成は各企業の経費配分で記載してください。

1 直接事業費

直接事業費は、事業及び事業に必要な仮施設の設置(共通仮設費に含まれるものを除く)に直接必要な労務費、材料費及び直接経費(特許使用料、

- 水道光熱電力料及び機械経費)
- ①労務費:労務賃金、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給や諸手当
- ②材料費:材料費は、事業の実行に必要な苗木、薬剤、肥料等に要する費用
- ③直接経費:事業の実行に直接必要な経費

特許使用料:契約に基づき使用される特許の使用料及び使用される特許に関し派遣される技術者等に要する費用

水道光熱電力料:事業の実行に直接必要な電力使用料、電灯使用料及び用水使用料とし、基本料金は除く

機械経費:事業の実行に直接必要な機械の使用に要する経費(機械損料、運転経費、組立解体費、輸送費、施設修理費、(材料費及び労務費を除く))

間接事業費は、共通仮設費及び現場管理費

#### ①共通仮設費

- 共通仮設費は、準備費、運搬費、役務費、事業損失防止施設費、営繕費、技術管理費及び安全費
- ア 準備費:事業の実施に必要な準備(線引き、測量等)に要する費用
- イ 運搬費:機械器具等の運搬に要する費用とし、機械経費及び材料費で支弁すべきものを除く
- ウ 役務費:土地の借上げ並びに電力及び水の基本料金等に要する費用
- エ 事業損失防止施設費:事業の実施に伴って発生する騒音、濁水、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の 維持管理に要する費用
- オ 営繕費:事業の実施に必要な現場事務所、労務者休憩所、倉庫等の営繕に要する費用
- カ 技術管理費:品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
- キ 安全費:事業実行上必要な安全対策等に要する費用

#### ②現場管理費

現場管理費は、請負業者等が現場の管理事務等の処理に要する費用

#### ア 労務管理費

現場労働者に係る

- a 募集及び解散に要する費用とし、赴任旅費及び解散手当
- b 慰安及び厚生に要する費用
- c 作業用具及び作業用被服の費用とし、直接事業費又は共通仮設費に含まれるものを除く
- d 貸金以外の食事、通勤等に要する費用 e 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等による給付以外に、災害時に事業主が負担する費用
- イ 安全訓練等に要する費用:現場労働者の安全及び衛生、研修訓練等に要する費用
- ウ 租税公課:固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課とし、機械経費の機械器具等損料に計上されたものを除く エ 保険料:自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他損害保険の保険料とし、自動車保険に関し機械器具等損料に計上 され
- オ 従業員給料手当:現場従業員の給料、危険手当・通勤手当・火薬手当等の諸手当及び賞与とし、本店又は支店で経理される派遣会社役員等の報酬及 び運転者、世話役等で純事業費に含まれる現場従業員の給料等は除く
- カ 退職金:現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額 キ 法定福利費:現場従業員及び現場労働者に係る労働者災害補償保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並び に建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ク 福利厚生費:現場従業員に係る慰安、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、文化活動等に要する費用
- ケ 事務用品費:事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- コ 通信交通費:通信費、交通費及び旅費
- 交際費:現場への来客等の対応に要する費用
- シ 補償費:事業の実行に伴って通常発生する物件の毀損等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費
- ス 外注経費: 事業を専門業者等に外注する場合に必要となる経費
- セ 登録費用:事業実績等の登録に係る経費
- ソ 雑費:アからセまでに属さない諸費

#### 3 一般管理費等

-般管理費等は、請負業者等の本店及び支店における業務の処理に要する費用(以下「一般管理費」という」並びに付加利益

#### ①一般管理費

- ア 役員報酬: 取締役及び監査役に対する報酬
- イ 従業員給料手当:本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- ウ 退職金:退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- エ 法定福利費:本店及び支店の従業員に係る労働者災害補償保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- オ 福利厚生費:本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞、福利厚生、文化活動等に要する費用
- カ 修繕維持費:建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- キ 事務用品費:事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
- ク 通信交通費:通信費、交通費及び旅費
- 動力、用水光熱費:電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- コ 調査研究費:技術研究、開発等の費用 サ 広告宣伝費:広告、公告、宣伝等に要する費用
- シ 交際費:本店、支店等への来客等の対応に要する費用 ス 寄付金
- セ 地代家賃:事務所、寮、社宅等の借地借家料
- ソ 減価償却費:建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額
- タ 試験研究費償却:新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- 開発費償却:新技術及び新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 租税公課:不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料並びにその他の公課
- テ 保険料:火災保険その他の損害保険料
- ト 契約保証費:契約の保証に必要な費用
- ナ 雑費:電算等経費、社内打合せ等の費用並びに学会及び協会活動等の諸団体会費等の費用

法人税、都道府県民税、市町村民税等、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支私利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

4 消費税相当額:消費税相当額は、事業価格に係る消費税及び地方消費税相当分

## 1. 製品生産事業請負標準仕様書

## 第1章 総 則

(滴用範囲)

- 第1条 この標準仕様書は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- 2 この標準仕様書は、製品生産事業請負の実行に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、別に定める各森林管理局長が定める仕様書(以下「森林管理局仕様書」という。)及び特記仕様書によるものとする。
- 3 契約書、図面、森林管理局仕様書及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕標書に優先するものとする。
- 4 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実行するものとする。
- 5 請負者は、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業実行の細部について は監督職員の指示に従わなければならない。また、監督職員の指示がない限り 事業を継続しなければならない。ただし、国有林野事業製品生産事業請負契約 約款(以下「請負契約約款」という。)第27条に定める内容の措置等を行う場合 は、この限りではない。
- 6 この標準仕様書において書面により行わなければならないとされているものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(用語の定義)

- 第2条 この標準仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものと する。
  - (1) 監督職員とは、現場監督業務を担当し、請負者に対し必要な指示、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査等を 行う者をいう。
  - (2) 契約図書とは、契約書、請負契約約款及び設計図書をいう。
  - (3) 設計図書とは、標準仕様書、森林管理局仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
  - (4) 仕様書とは、本標準仕様書、森林管理局仕様書及び特記仕様書を総称している。
  - (5) 標準仕様書とは、製品生産事業請負の実行に関する一般的事項を示したものである。

- (6) 森林管理局仕様書とは、各森林管理局長が各作業の具体的な実行方法の基準等を示したものである。
- (7) 特記仕様書とは、個々の契約における固有の技術的要求、特別な事項等を 定めたものである。
- (8) 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
- (10) 事業計画書とは、請負契約約款第3条の規定に基づくものをいう。
- (11) 作業計画書とは、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等に基づき、事業者が事業を安全に行うため、あらかじめ作業の場所や使用する機械等の状況を確認した上で定める計画書をいう。
- (12) 指示とは、監督職員が請負者に対し、事業実行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- (13) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と請 負者が書面により同意することをいう。
- (14) 報告とは、請負者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について知らせることをいう。
- (15) 連絡とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、事業実行に関する事項について知らせることをいう。
- (16) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日が記載されたものを有効とする。
- (17) 立会いとは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (18) 検査とは、監督職員が事業の実行に関して、設計図書に基づき出来形、材料、規格、仕上がり状況等についての確認をいう。
- (19) 完了検査とは、検査職員が請負契約約款に基づいて給付の完了の確認をいう。
- (20) 検査職員とは、請負契約約款の規定に基づき、完了検査、指定部分完了 検査及び請負契約約款第38条に基づく部分検査を行うために発注者が定め た者をいう。
- (21) 確認とは、事業の実行に関して請負者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
- (22) 同等以上の品質とは、設計図書に指定がない場合にあっては、監督職員 が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾 した品質をいう。
- (23) 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (24) 事業着手とは、始期日以降に実際の事業のための準備作業(現場事務所等

- の建設又は測量を開始することをいう)に着手することをいう。
- (25) 現場とは、事業を実行する場所、事業の実行に必要な場所及び設計図書 で明確に指定される場所をいう。
- (26) 提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と請 負者が対等の立場で合議することをいう。

#### (監督職員の指示等)

- 第3条 監督職員は、請負契約約款第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、請負者に口頭により指示若しくは了承したとき又は請負者から口頭により報告若しくは連絡を受けたときは、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。
- 2 請負者は、監督職員から口頭で指示を受けたとき若しくは了承を得たとき又は監督職員に口頭で報告若しくは連絡したときは、その内容を書面に記載して おくものとする。
- 3 監督職員及び請負者は、前2項に基づき記載した連絡及び指示等について、 後日その書面に記載したものを双方で突き合わせるものとする。

#### (事業現場管理)

- 第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- 2 請負者は、事業実行中監督職員及び道路管理者等の許可なくして流水及び水 陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの事業方法の採用 をしてはならない。
- 3 請負者は、事業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及 ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 請負者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報 等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければな らない。
- 5 請負者は、火薬、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱い について関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならな い。
- 6 請負者は、事業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵等を設け、また、立入禁止の標示をする等十分な規制措置を講じなければならない。
- 7 請負者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業 主体名、請負者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した標示 板等を設置しなければならない。
- 8 請負者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害

を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を 講ずるとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。

9 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の 措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはな らない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁 止しなければならない。更に、林野火災防止に関する誓約書を第6条に定める事 業計画書の提出時に併せて提出しなければならない。

## (事業中の安全確保)

- 第5条 請負者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意 して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 2 請負者は、使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により 林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しな ければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の 承諾を得て、それを使用することができる。
- 3 請負者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視並び に関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 4 請負者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 5 請負者は、安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
  - (1) 当該事業内容等の周知徹底
  - (2) 安全作業の周知徹底
  - (3) 当該現場で予想される事故対策
  - (4) 当該事業における災害対策訓練
  - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 6 請負者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機 関と緊密な連絡を取り、事業中の安全を確保しなければならない。
- 7 請負者は、事業現場が隣接している場合又は同一場所において別途製品生産 事業若しくは造林事業若しくは工事がある場合は、請負業者間の安全な事業実 施に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定め る等の調整を行うものとする。
- 8 請負者は、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に林業機械等の運転 等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならな い。

- 9 請負者は、事業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並び に地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上実行方法及び実行時期を決 定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の実行にあたっては、実行 方法及び事業の進捗について十分に配慮しなければならない。
- 10 請負者は、労働安全衛生規則等に基づき、作業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出しなければならない。また、請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更する事項について変更作業計画書を提出しなければならない。

## (事業計画書)

第6条 請負者は、事業着手前に当該事業の目的を達するために必要な手順や実行方法等について、事業計画書を発注者に提出しなければならない。

請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない。

この場合、請負者は、事業計画書に次の事項について記載するとともに雨 天又は荒天等に配慮したものとしなければならない。

また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、請負者は、事業期間が短い場合等の簡易な事業においては、発注者 承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 事業概要
- (2) 事業工程表
- (3) 現場組織表(「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、下請負がある場合は、 各下請負者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。)
- (4) 機械使用計画
- (5) 安全管理計画
- (6) 実行方法(伐倒、集造材、運材等の各作業工程)
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) その他
- 2 請負者は、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事業 に着手する前に、変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければ ならない。
- 3 監督職員が指示した事項については、請負者は、更に詳細な事業計画書を 提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第7条 請負者は、支給材料の提供を受けた場合には、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 2 請負者は、事業完了時には、不用となった支給材料及び貸与品は、速やかに 監督職員の指示する場所で、支給材料等返納明細書を添えて返還しなければな

らない。

3 請負者は、機械器具等の貸与品については、機械器具等貸与申請書を提出して借り受け、借受物品返還書を添えて返還しなければならない。

#### (事業現場発生品)

第8条 請負者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督職員に 報告し指示を受けなければならない。

## (事業区域)

- 第9条 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査 し、必要に応じ測量を実施しなければならない。
- 2 請負者は、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さが変動 しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。 ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督 職員の承諾を得て移設することができる。

## (事業実行中の環境への配慮)

- 第10条 請負者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。
- 2 請負者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において 十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 3 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に 報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
- 4 請負者は、事業の実行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取り組みの実施、プラスチック等の廃棄物の削除、資源の再利用等に努めるものとする。

(官公庁等への手続)

- 第 11 条 請負者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 請負者は、事業実行にあたり請負者の行うべき関係官公庁その他の関係機関 への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならな

い。ただし、これにより難い場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

3 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した 文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

## (諸法規の遵守)

第12条 請負者は、関係法令及び事業実行に関する諸法規を遵守し、事業の円滑 な進捗を図るとともに、関係法令等の適用は、請負者の負担と責任において行 わなければならない。

## (実行管理)

- 第13条 請負者は、事業実行中は、別紙「製品生産事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難い場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示によ
  - り他の方法によることができる。
  - (1) 事業進捗状況の管理
  - (2) 実行記録写真の管理
- 2 複数年にわたる契約においては、前項の規定中「事業終了後」とあるのは 「当該年度における最終の部分完了届の提出の際又は事業終了後」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約 による事業の実行状況等について報告を求めることができるものとする。

## (交通安全管理)

- 第14条 請負者は、事業用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、請負契約約款第29条によるものとする。
- 2 請負者は、事業用車両による事業用資材、機械等の輸送を伴う事業について は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期 間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所 その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければなら ない。
- 3 請負者は、供用中の道路に係る事業の実行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
- 4 請負者は、設計図書において指定された事業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、事業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5 請負者は、指定された事業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及

び使用方法等が記載された計画書を監督職員に提出しなけれげならない。この場合において、請負者は、所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。

- 6 請負者は、発注者が事業用道路に指定するもの以外の事業用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
- 7 請負者は、他の請負者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、当該請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を徴去しなくてはならない。

## (事業中の検査又は確認)

- 第 15 条 請負者は、設計図書に指定された事業中の検査又は確認のための監督職員の立会いに当たっては、あらかじめ監督職員に連絡しなければならない。
- 2 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするため に、必要に応じ事業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものと し、請負者はこれに協力しなければならない。
- 3 請負者は、監督職員による検査及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料の整備をするものとする。
- 4 監督職員による検査及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。 ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
- 5 請負者は、請負契約約款第9条第2項第2号、第13条第2項又は第14条第1項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料の検査に合格した場合であっても、請負契約約款第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

#### (完了検査)

- 第16条 完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条第2項に基づく部分検査に当たっては、現場代理人その他立会いを求められた事業関係者が必ず立ち会って行わなければならない。
- 2 請負者は、完了検査のために必要な準備、人員、資機材等の提出及び写真その 他資料を整備するとともに、測量その他の措置については、検査職員の指示に従 わなければならない。

#### (跡片付け)

第 17 条 請負者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、 事業期間内に完了しなければならない。

#### (文化財の保護)

- 第 18 条 請負者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業者等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 請負者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発 注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見 者としての権利を保有するものとする。

## (調査・試験に対する協力)

第 19 条 請負者は、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験 に対して、監督職員の指示により協力しなければならない。

## (事業の下請負)

- 第20条 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満 たさなければならない。
  - (1) 請負者が、事業の実行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
  - (2) 契約締結前には、下請負者が具体的に特定されていること。なお、事業実行中にやむを得ない事由で新たに下請負に付する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に発注者に協議すること。
  - (3) 下請負者が作成した見積書の金額が、請負者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること
  - (4) 下請負者が指名停止期間中でないこと
  - (5) 下請負者は、当該下請負の実行能力を有すること
  - (6) 現場代理人は、請負者が直接雇用するものであること
- 2 請負者は、次の各号の書類を、下請負者から徴し、又は請負者が作成して、発 注者に提出しなければならない。
  - (1) 請負者が作成する積算内訳書及び下請負者が作成した見積書
  - (2) 下請負者に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを 証する賃金台帳(下請負者が実質的に家族労働又はそれに類する場合であっ てこれらの書類が存在しないか、作成ができない又は困難である場合は、代 替となる書類であっても差し支えない。)
  - (3) 下請負に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表
- 3 請負者は、各下請者の実行の分担関係を表示した体系図を事業関係者及び公衆 が見やすい場所に掲示しなければならない。

## (事故報告書)

第21条 請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に

連絡するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を、指示する期日 までに、提出しなければならない。

2 請負者は、労働災害が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

#### (設計図書の取扱い)

- 第22条 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面 の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、請負 者が備えるものとする。
- 2 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面その他の図書を監 督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

## (周辺住民との調整)

- 第23条 請負者は、事業の実行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないよう に努めなければならない。
- 2 請負者は、地元関係者等から事業の実行に関して苦情があった場合において、 請負者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 請負者は、事業の実行上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの 責任において行うものとする。この場合において、請負者は、交渉に先立ち監督 職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。
- 4 請負者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確 にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うも のとする。

(材料)

第24条 事業に使用する材料は、設計図書に明示した品質、規格であること。

## 第2章 事業の実行

(一般)

- 第25条 各作業の実行に当たっては、第1章によるもののほか、本章によらなければならない。
- 2 具体的な実行方法及び本章にない事項については、森林管理局仕様書及び特記 仕様書によらなければならない。
- 3 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱いについては、監督職員の 指示を受け、請負者はこれに従うものとする。
- 4 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に 努めなければならない。
- 5 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又は発生のおそれのある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行

うものとする。

ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要が生じた場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。

- 6 請負者は事業上必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
- 7 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通知に示す指導事項を遵守しなければならない。
- 8 事業地内の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのないようにしなければならない。
- 9 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

(山割)

第26条 山割は伐区ごとの順序に従い、できる限り谷筋より尾根に向かって帯状 に区分し、作業を進めるものとする。

(伐倒)

- 第27条 間伐における伐倒方法は別途定めのある場合を除き列状間伐を原則とする。また、その列幅及び列の取り方は、監督職員の指定するところによる。
- 2 伐採点は山側の地際を標準とする。根上り木など特殊な樹の伐採点は、監督職員の指示によるものとする。
- 3 図面に示されている伐採区域を認識するとともに、伐区内の調査木のみを伐採するものとする。ただし、別途定めがある場合はこの限りではない。
- 4 調査木以外の立木を伐採しなければならない事態が生じたときは、監督職員の 指示を受けてから作業するものとする。
- 5 誤って伐倒すべき以外の立木を伐採したときは、直ちに監督職員に連絡して指示を受けるものとする。
- 6 伐倒は、必要に応じクサビを使用し、材の損傷防止に努めるものとする。
- 7 伐倒方向は、集材の方法を考慮し最も効率的な集材ができるような方向へ伐採することとする。なお、列状間伐を行う場合は、安全を確保した上で下方への伐採も可とする。ただし、保残木稚幼樹を損傷することのないよう配慮しなければならない。
- 8 受口の深さは直径の 1/4 以上とし、引抜け、割裂を生じないようにしなければならない。
- 9 枝払いは枝のしん抜けを起こさないように行い、材に接して平滑に削り取るものとする。
- 10 伐倒に際して既存の工作物等を損傷することのないように留意するものとする。また、損傷した場合は、必ず原形通り修理復旧するものとする。

11 伐倒作業に伴い発生した末木、枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路 の排水施設付近に放置してはならないものとする。

(採材)

- 第28条 採材は、特段の指示がある場合を除き4m採材を原則とする。ただし、 曲がり、腐食等の欠点がある場合には、3m又は2mの採材も可とする。
- 2 測竿を使用するときは、監督職員の検査に合格したもの又は指定したものを使用するものとする。

(玉切り)

- 第29条 玉切りは、表示されたところを樹心に直角に切断するものとする。
- 2 長材、銘木等特殊材の採材については、監督職員の指示に従い、特に木取り長 級に注意するものとする。
- 3 延寸については、森林管理局で定める採材寸法表等に示すとおりとする。

(集材)

- 第30条 集材方法は、監督職員の指定した又は承認を受けた方法により行うものとする。
- 2 集材に伴う支障木の伐採は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。
- 3 支柱及び予備支柱に使用する立木並びに土場の位置及びに広さについては、監督職員の指示を受けてから決定するものとする。
- 4 各支柱のブロック及び控索取付位置には「あて木」を取付け、立木を保護しなければならない。

また、林地の保全や保残木、稚幼樹等の保護に特に留意しなければならない。

- 5 伐倒した材は、集材漏れのないよう留意しなければならない。
- 6 作業中材に著しい損傷を与えた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 7 先山荷掛けは、材が損傷又は落下しないように適確な箇所を結束するものとする。
- 8 荷掛けは、玉切り造材が容易に出来、かつ、材が損傷しないように行うものとする.
- 9 機械据付箇所、土場その他の作設で林地を削りとる場合は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。
- 10 枝条の処理は、原則先山に還元することとするが、集積する場合は監督職員の指示に従わなければならない。
- 11 機械集材装置の構造については、関係諸法令等に適合したものとし、適切に設置しなければならない。12 作業に当たっては、作業従事者の連携を密にすることはもちろん、天候、勾配、車両等との距離等に細心の注意を払わなければならない。
- 13 集材を完了した後及び作業の途中であっても大雨が予想される場合は、森林作

業道の流水による浸食を防ぐため、簡易な排水路等を作設するものとする。

#### (森林作業道)

- 第31条 森林作業道の作設に当たっては、関係法令を遵守するとともに、林地保 全及び保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
- 2 森林作業道の線形の決定及び作設に伴う支障木の伐採は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。
- 3 幅員は、各種法令等の定める範囲内において必要最小限とし、山腹の崩壊を防止するため路面の水処理を適切に行うものとする。
- 4 作設に伴い発生した根株は、盛土のり面保護工として利用するものとする。 また、盛土のり面保護工に向かない根株や末木枝条等は、安定した状態にして 自然還元利用をはかることとし、沢地、河川の流路等、道路及び道路の排水施設 付近に放置してはならない。
- 5 森林作業道の曲線部及びその他の危険箇所は、区域表示するとともに必要な防備を行うものとする。

#### (十場)

- 第32条 土場の設置場所は、監督職員の指示を受けて適切な場所を選定し、その 大きさは各種法令の定める範囲内において必要最小限のものとする。
- 2 土場の作設に当たっては、作業者の退避場所を必ず設け、標示を行うものとする。
- 3 造材終了後は速やかに丸太を整理し、丸太の滞荷は最小限に止めることする。 なお、土場及びその周辺は、作業の妨げとならないよう常に整理整頓しておく ものとする。
- 4 土場作設に伴い発生した末木枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路の排水施設付近に放置してはならないものとする。

#### (巻立)

- 第33条 巻立作業は、森林管理局で定める巻立基準表等により行うものとする。 ただし、監督職員の指示がある場合はこの限りでない。
- 2 巻立の場所は、監督職員の指示により決定するものとする。
- 3 巻立に当たっては、材の木口をそろえ整然と行うものとし、傾斜地等の巻立では 落木等のないように適切な防止処置を講じなければならない。
- 4 大径材は、なるべくはいの下部に積み込むものとする。
- 5 搬出された材は速やかに巻立を完了するものとし、はい積未済で翌日以降へ越 す材は、他の材と混同しないよう整理するものとする。
- 6 素材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにしなければならない。
- 7 次工程があり特に巻立を要しないものであっても、安全確保上必要と認められる場合は、木直し等の処置をしなければならない。

(トラック運材)

- 第34条 運搬途中の荷崩、転落を防止するため、完全に荷締を行い、運搬途中乗 務員は随時下車し、点検するものとする。
- 2 運搬に当たっては、監督職員又は発注者の指定する職員による封印を受けなければならない。ただし、発注者は、請負者又は発注者の定める第三者に封印の実施を委任することができる。
- 3 封印の実施を委任された請負者は、適任者を指名し書面を以って監督職員に報告し承認を受けなければならない。
- 4 トラックの運行経路は、監督職員の指定した路線を運行するものとする。 ただし、監督職員の指示又は承認を受けた場合はこの限りでない。
- 5 積荷から検査を終了するまでの間において、輸送物件に生じた損害の賠償は、請負 者の負担とする。

#### (別紙)

製品生産事業請負実行管理基準

#### 1 目 的

この基準は、製品生産事業請負の実行について、契約書類に定められた事業期 間及び事業目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2 適 用

この基準は、製品生産事業請負標準仕様書第13条の規定に基づいて定めたも のである。

#### 3 構 成

この基準に規定する実行管理の管理項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実行管理
- (a) 事業工程表
- (b) 請負事業進行報告書
- (c) 事業区域の確認
- (d) 事業日報
- (2) 実行記録写真管理 (a) 実行記録写真の撮影要領
  - (b) 実行記録写真の撮影と整理

#### 4 管理の実施

- (1) 現場代理人又は担当技術者は、作業の実施の都度、その結果を記録すると ともに、その結果に基づいて適切な実行管理を行わなければならない。
- (2) 測定等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、所定の範囲 を外れる場合等は、その都度監督職員に報告するとともに、更に精査の上、 原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなけ ればならない。
- (3) 実行管理の記録は、事業実行中現場事務所等に備え付け、常に監督職員の 閲覧に供されるように、整理しておかなければならない。

## 5 管理項目及び方法

- (1) 事業進捗状況管理
  - (a) 事業工程表

ア 請負契約約款第3条に基づいて提出する事業工程表は、月次計画表を 原則とする。

- イ 事業の進行管理は、計画と実行とを対比させた事業工程表により行う ものとする。
- ウ 事業工程表を変更する必要がある現合は、遅滞なく変更事業工程表を 作成し、監督職員に提出しなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。

## (b) 請負事業進行報告書

ア 発注者が別に定める請負事業進行報告書を毎月に作成し、翌月5日までに監督職員に提出することとし、その証拠書類を整備しておかなければならない。

## (c) 事業区域の確認

ア 実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、測量標、基準標、用地境界杭等を確認し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

## (d) 事業日報

ア 着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人 員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した 作業日報を作成しておかなければならない。

(e) 電子メール等により提出する場合の留意事項

ア 請負事業進行報告書、事業日報(監督職員の請求があった場合に限る) について電子メール等により提出する場合は、発注者が指示した方法に よるものとする。

## (2) 実行記録写真管理

- (a) 実行記録写真の撮影要領
  - ア 実行記録写真は、事業完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等実行管理に役立たせるために撮影するものとし、事業着手から完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。
- イ 各作業種別の実行記録写真の撮影は、別表「実行記録写真の撮影要領」 によるものとする。
- (b) 実行記録写真の撮影と整理
  - ア 実行記録写真の撮影と整理は、(a)によるほか、次の各項によらなければならない。
    - (ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。
      - ① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板
      - ② 写真機(予備を用意しておくこと)
      - ③ 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等
    - (4) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
      - ① 実行の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう事業の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。
      - ② 撮影後は、できるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。もし撮影が不完全な場合

は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。

- ③ 事業完了後、出来形の確認が困難なものについては、もれなく撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても、埋設部分と関連して必要な部分、検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、もれなく撮影するものとする。
- ④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。特を構造物については、黒板等に設計の形状寸法を記入して写真中の寸法とて比較できるようにしておかなければならない。
- ⑤ 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
- ⑥ 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの 部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかな ければならない。
- ⑦ 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。 また、実行前の写真になるべく実行後も残る物体を入れて撮影しなければならない。
- (ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
- (エ) 写真の整理方法については、実行写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集し、四ツ切以上のアルバムに貼付し、台紙下欄に次の各号について記述しなければならない。
  - ① 写真中の黒板で作業種、作業内容等の明らかなものは、撮影方向 と作業の説明
  - ② 黒板の入っていないもの又は不明瞭なものは、黒板記載事項、撮 影方向及び作業の内容
  - ③ 構造物等で写真中の黒板に設計の形状寸法を示していないものは、形状寸法の説明
- (c) デジタル写真の場合の留意事項

#### ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督 職員の了承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は 行うことができる。

#### イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを, 指標とする。

## ウ 写真ファイル

記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の 上決定する。

## エ その他

- (ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度顕著な劣化が生じないものとする。
- (イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。ただし、監督職員の了承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上決定する。また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

# 実行記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影箇所	説明
事業着手	事業箇所	事業地の遠景、近景等事業着手前の森林状況
前		を撮影
事業区域	区域表示	事業区域の区域表示の周辺の状況を撮影
伐倒	伐倒箇所	立木の伐倒前と伐倒後の状況を撮影
		チェーンソー等の使用状況を撮影
採材	土場	採材を実行している状況を撮影
玉切り	土場	玉切りした後の木口面を撮影
集材	集材装置	集材装置の設置状況、稼働状況及び撤収状況
		を撮影
		先山における集材前、集材中及び集材後の状
		況を撮影
土場	土場	作設前、使用中及び撤収後の状況を撮影
巻立	巻立土場	使用している機材の状況
		巻立前、巻立中及び巻立後の状況を撮影(木
		口面、長級面)
トラック運材	トラック	使用している機材の状況、積込の状況、荷締
		め機の状況及び封印の使用状況を撮影
完了	事業箇所	着手前と同一箇所から遠景及び近景を撮影
その他	その他必要事項	前各号に準じて撮影

#### 林野火災防止に関する誓約書

林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。

林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。

このため、当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、林野火災防止に関し、約款、標準仕様書及び特記仕様書(特記仕様書に定めがあれば記載)の遵守を 改めて誓約するとともに、国有林野内において、下記の事項を遵守することを誓約しま す。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被る こととなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 標準仕様書第4条第9項を遵守し、作業員等に徹底させます。

標準仕様書第4条第9項

請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について 万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしては ならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止し なければならない。

- 2 標準仕様書第4条第9項に基づく喫煙の指定場所(以下「指定場所」という。) については、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定します。また、作業中の喫煙は厳に慎むこととします。
- 3 指定場所において、火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ります。
- 4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。
- 5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

森林管理署長 殿年 月 日

住所又は所在地 氏名又は名称

注:事項は上記に加え、その他、任意に追加しても構わない。

## 2. 東北森林管理局仕様書

## (1) 作業仕様書

## 第1章 総 則

- 1. 本事業は、製品生産事業請負標準仕様書及び東北森林管理局仕様書より行うものとする。
- 2. 立木資材の引渡は、契約後に監督職員より請負者又は請負者の代理人に対し行うものとする。

請負者は、立木資材の引渡を受けた都度、受領書を提出しなければならない。

- 3. 作業箇所で発生した同時販売材は、発注者の販売価格で購入するものとする。
- 4. 完了検査は森林管理署長の指定する土場で行う。
- 5. 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査は、検査規定に基づいて算出した数量ついて行うものとする。
- 6. 製品生産事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書及び本仕様書に疑義を 生じたときは、総て監督職員の指示を受け、これに従うものとする。

## 第2章 伐木造材作業

1. 採材寸法は、別表「造材基準寸法調書」又は「造材標準木取寸法調書」によるものとする。

なお、監督職員から採材寸法表によらない寸法があった場合は、監督職員の指示を 受けるものとする。

- 2. 伐採方法は、入札公告及び発注者の定める方法によるものとする。
- 3. 入札公告及び契約内容と異なる搬出路、土場等が必要になった場合は、監督職員の指示を受け、直ちに必要な措置等を行うものとする。

## 第3章 プロセッサ造材作業

- 1. 運転席から材の状態を確認できるよう、運転席の正面に材を向けて作業すること。
- 2. 採材の方法は、第2章2に準ずること。なお、測尺の精度については、定期的に確認すること。
- 3. ナイフは、毎日研石で研ぐこと。さらに作業中であっても切れ味が鈍った時は適宜研ぐこと。
- 4. ソーチェーンは、常時交換用を用意しておくこと。
- 5. 造材作業中は、運転席からアーム・ブームを伸ばした距離の2倍を半径とする円の範囲内と材を送る方向には他の作業者を立ち入らせないこと。
- 6. 作業機で枝条整理又は丸太整理等を行う場合は、滑落等に注意すること。

## 第4章 巻 立 作 業

- 1. 巻立単位は、「素材巻立区分調書」によるものとする。
- 2. 椪間隔は 0.6m 以上とし、一椪の数量については監督職員の指示によること。
- 3. 椪積する箇所は、作業着手前に地盤の傾きや緩みがないか必ず確認するとともに、地盤が不安定な場合及び凍結・融解等により地盤に緩みが生じる可能性がある場合は、バックホウ等で適切に整地し、台木となる丸太を複数本活用する等地盤の補強を図ること。また、椪積は、丸太の滑落・転動防止を図るため、次の積み方を基本とする。
  - ア 下方から安全に材を落ち着かせながら慎重に積み上げ、椪の高さは安全で作業 しやすく荷加重で椪が偏らない高さ(3m程度まで)とすること。但し、併用林 道に椪積する場合で通行規制ができない場合は椪積の高さを2m程度とし、道路 管理者へお知らせしたうえ、林道入口等には注意喚起を明示した看板を設置する こと。

  - ウ カンザシ積を行わない場合、立木の利用や杭打ち等を行い、丸太の滑落・転動 防止を図ること。
- 4. 作業上使用する丸太等については、監督職員の指示に従うこと。
- 5. 材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにすること。

#### 第5章 素材の管理

- 1. 請負者は、山元における仕掛素材の適切な管理を期すため、門扉等の設置や盗難防止に関わる措置を行わなければならない。
- 2. 門扉等の設置に当たって設置箇所及び門扉等の構造については、監督員とあらかじめ協議すること。
- 3. 仕掛素材の管理にあっては、作業終了時の素材の仕掛状態を把握し、翌日の作業開始時に異常の有無を確認すること。

#### 第6章 その他

1. 森林作業道上の地曵運材(トラクタ全幹集材等)は、原則認めないものとする。

但し、監督職員の許可を得た場合は、この限りではない。

## (2) 請負金額確定及び部分払いに関する仕様書

## 請負金額確定 (精算)

本請負事業は概算契約であるからその精算が必要であり、約款第1条14項に規定する請負金額の確定方法は、次のとおり行うものとする。

#### 1. 直接費確定額

直接費確定額=直接費変動費単価×確定数量+直接費固定費金額とし生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を積算して確定直接費合計を算出する。ただし直接費変動費単価及び直接費固定費金額は予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

#### 2. 間接費確定額

官給材料取扱経費とする。

この場合直接費合計額、諸経費金額、労務関係費、官給材料取扱経費は予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

## 3. 消費税

切り捨てるものとする。

#### 4. 精算

請負金額確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし請負金額確定額から部分 払支払額累計を控除したものを精算額とする。

#### 5. 計算様式

別紙完了検査調書内訳書のとおりとする。

## 部 分 払

約款第38条8項に規定する部分払の請負金額相当額算定方法は、次のとおり行うものとする。

#### 1. 既済部分に対する部分払

指定中間検査場所における検査合格数量に対する部分払とし、その請負金額算定は次による。

以内とし千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとする。

直接費単価は当該指定中間工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

本回出来高直接費は直接費単価×本回検査数量とする。

#### 2. 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量(引渡数量)に対する部分払とし、その請負金額算定は次のとおり行うものとする。

以内とし千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程ま

100 10

での変動費、固定費を含む単価とする。

ただし、既済部分で部分払をした場合の直接単価は指定中間工程の次工程以降生産完 了工程までの単価とする。

本回出来高直接費は直接費単価×本回引渡数量とする。

## 3. 計算様式

別紙部分検査調書内訳書のとおりとする。

#### 検査結果の通知

約款第32条2項及び約款第38条2項に規定する通知は、検査合格数量及び請負金相当額等について別に定める各通知書により行うものとする。

最終巻立検査合格の場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負予定金額増減内 訳書及び請負予定数量増減内訳書を含む協定書を作成し、すみやかに請負者に通知して協議す るものとする。

事業が完了した場合は、協定締結による確定数量及び確定総金額について、別に定める 「事業完了検査合格及び請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知 するものとする。

## 森林作業道作設特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造 林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕 様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

#### 1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、入札説明時に交付している作業計画図(路網計画図)に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を上記の作業計画図等図面(1/5000)にかん入し、監督職員に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、監督職員の確認を受ける。変更が生じたときも同様とする。
- ④ 監督職員は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は監督職員の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

## 2 森林作業道作設の基本的工法

① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固で簡易な 土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸 太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、 必要最小限となるよう計画する。

## 3 森林作業道の施工規格

- (1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配
  - ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・効率性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
  - ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
  - ③ 縦断勾配は概ね18%(10°)程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%(14°)程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

#### (2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切 土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以 内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、また、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分(59°)、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分(73°、岩石)とし、地質や土質等の条件に応じて切土法面勾配を調整する。

## (3) 盛土

① 盛土については、強固な路体を作設するため、複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は1割(45°)程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土はのり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、 締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方

向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

## 4 施工管理

- ① 作業の種類毎に、施工前、施工中、施工後の写真を数カ所(2枚以上)撮影し提出する。
- ② 事業終了時には洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

## 5 事業計画書への記載

森林作業道作設計画については、事業計画書(事業工程表)に記載して提出する。

## 6 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位:m/ha)

区分	作業		基幹路網	細部路網	路網密度		
<b>上</b> 万	システム	林道	林業専用道	小計	森林作業道	始納智及	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	15 ~ 20	20 ~ 30	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250	
中傾斜地 (15~30°)	車両系	15 ~ 20	10 ~ 20	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200	
	架線系	15 - 20			0 ~ 35	25 ~ 75	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	15 ~ 20	0 ~ 5	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150	
	架線系	15 - 20			$0 \sim 25$	15 ~ 50	
急峻斜地 (35°~)	架線系	5 ~ 15	_	5 ~ 15	_	15 ~ 15	

## 渓畔周辺における生産事業実施に係る留意事項

## (渓畔周辺について)

渓畔周辺は、設計図書であらかじめ国有林野施業実施計画図(1/20,000)により示した沢から高木性の平均樹高の幅以上(25m以上)とする。

なお、設計図書で渓畔周辺として表示している場合はその区域とする。 不明な場合は、監督職員の指示を受けること。

## (渓畔周辺内での作業)

渓畔周辺で伐採する場合は、残すべき樹木、下層植生及び表土の保全、土砂流出の抑制に努めること。

伐採木の標示が無い場合(標準地調査)は、事前に監督職員の指示に従い伐採木 を選定すること。

#### (森林作業道作設)

森林作業道の作設にあたっては、渓畔周辺で計画しないことし、やむを得ない状況により渓畔周辺を横断等、必要がある場合は、事前に監督職員に指示を受けること。

#### (その他)

列状間伐箇所においては、下層植生及び表土の保全に留意する必要がある ことから、伐採後の列間に林業機械を走行させないこと。

## 生産性向上の促進に関する特記仕様書

#### 東北森林管理局

1 請負者は、作業場所、作業工程、出役人員等の管理にあたっては、発注者から 契約締結の際に配布する「生産日報アプリ」及び「事業者用ファイル」に入力し 整理するものとする。

なお、「製品生産事業請負実行管理基準」に定める事業日報に替えることができる。

- 2 請負者は、「事業者用ファイル」で自動作成される月別工程管理表及び請負事 業進行報告書については、翌月5日までに監督職員へ提出するものとする。
- 3 請負者は、「事業者用ファイル」の電子データを、下記(1)から(4)について電子メール等により監督職員へ提出するものとする。
  - (1) 事業着手前に基本情報及び事業工程表を入力したデータ
  - (2) 契約数量の半数を超えた月末時点で整理済みデータ
  - (3) 事業終了後、全ての入力内容の整理済みデータ
  - (4) 監督職員から提出を求められたデータ
- 4 請負者は、発注者が開催する事業着手前の「計画会議」、事業実行中の「実行 点検会議」、事業終了後の「改善会議」に出席し、作業工程等を検証するととも に、生産性の向上に向け取り組むこととする。

なお、各種会議の実施については、1署1事業体以上を抽出することとし、契 約締結時に実施の有無を指示する。

# 月別工程管理表

年 月 連絡日 物件番号

ままける	THE PERSON NAMED IN COLUMN 1		
事業体名	知的事業在		- 585
领销代理人式名	予定生產量		m3
<b>印版作成者所名</b>	本無期間	~	

# 【間伐】

【間伐】		前月末累計		月		月末累計		生産性
作	業工程	実行量	人工数	実行量	人工数	実行量	人工数	A/B
		(ef-m-36)	(A+B)	(m²-m)		A (m(+m)	(A · B)	(80 + m = 7 A)B
森林作業道	作業道							
9	切 捨							
	伐 伽							
	木寄集材							
主伐	造材							
	運 村						- 8	
間伐	巻立							
100	検 知	_						
	トラック連携	_			- 6			
_	その他							
_	作業道(作設証長m)							
	間伐(卷立数量±3)							
- 1	日報入力事務				. 3		1	
自由記載欄 計(以								
	切捨、植付除く)							
<b>IDMINI</b>	生(切捨、植付除く)							1

#### 作業仕様書

#### 第1章 総則

- 1 事業の実行に当たっては総て誠意を旨としなければならない。
- 2 本事業の完了検査は森林管理局長等の指定する土場等で行うものとする。
- 3 事業地内の火災予防のために、万全の手配を行うものとする。
- 4 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査数量は、「素材等検知業務請負監督・検査要領」(平成19年5月16日付け19東販第41号局長通達)に基づき算出した数量とする。

#### 第2章 検知業務

- 1 検知業務は、素材の日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法により行うものとする。
- 2 山元土場、最終貯木土場等に搬入された素材等で、品等格付けを行う素材等については、原則、素材等が搬入された当日内に検知を行うものとするが、品等格付けが不要な合板用素材等の一般材及び根杢等の低質材については、巻立作業の終了後に検知を行うことができるものとする。

日々の検知が終了し、指定野帳に記載が完了したものは、その椪が完了しなくても、 日々の検知野帳を翌月には署等へ持参するかFAX等で提出するものとする。

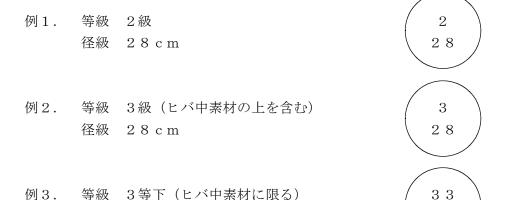
なお、検知開始後、署等へ原則一週間以上も野帳の提出がされない場合は、監督職員の調査・指示により対応するものとする。

- 3 検知業務請負契約の作業内容に基づき、以下の業務を行うものとする。
- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に 記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの途布を行う作業
- (4) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、 送状(概算引渡物件明細書)を交付し、スプレーの途布を行う作業
- (5) の業務 低質材(素材の販売予定価格評定要領細則第5条による)及び低評価 一般材の層積検知(縦、横、高さを測る)を行い指定野帳に記載し、巻 立標示板の貼り付け、スプレーの途布を行う作業
- 4 検知記号印を使用する場合は森林管理局長等の貸与したものとし、打刻は、監督職員の指示によるものとする。
- 5 検知用器具等は森林管理局長等の検査を受けたものとする。
- 6 仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

# 計測記号印打刻要領

計測記号印の打刻要領は次による。

等級確付及び径級について計測した素材の木口に、黒肉を使用し明瞭に打刻する。(木材 チョークでの記載可)



径級 28cm

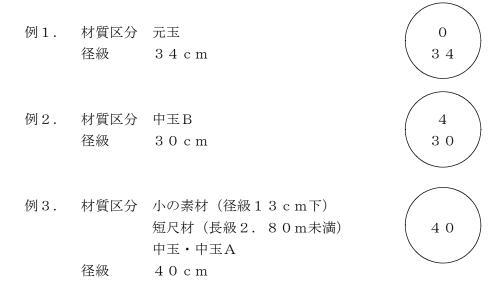
(注)

- 1. 上段に等級、下段に径級を打刻(記載)する。
- 2. 訂正を要するものは、計測記号印の「ゼロ」をもって抹消し訂正する。

#### スギ素材の表示方法

元玉には、元玉であることが明確に判断できるよう造材時点で末口へ「0」印を付し、中玉Bには「4」印を付すこととし、小の素材(13cm下)・短尺材(径2.80m未満)・中玉・中玉Aには材質区分の表示は行わない。

2 8



# 薬剤散布作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。
- 2 薬剤散布作業の実施にあたっては、災害防止及び作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
- 3 万が一、被害があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
- 4 使用薬剤はスミパイン乳剤とし、150倍希釈を均一に散布するものとする。 注)薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。
- 5 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については、以下について注意をすること。
- (1) 農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守ること。
- (2)使用(未使用含む)薬剤については、密缶して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
- (3)薬剤を取り扱う者、薬剤従事者等は、皮膚の露出部を少なくし、防護衣及び 保護具等を着用し、噴霧液を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。
- (4) 散布の際はマスク、手袋、作業衣等を着用し、散布液を吸い込んだり、多量 に浴びたりしないよう注意すること。
- (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔・手足等の露出部をよく洗い、うがいもすること。
- (6) 作業終了後は、防護衣及び保護具等についてもよく洗い流すこと。
- (7)薬剤の運搬にあたっては、途中で紛失しないよう積み卸しの都度数量の確認をすること。
- (8)薬剤の運搬は当日使用する量とし、残量が生じた場合は、所定の場所へ保管すること。
- (9)薬剤の希釈中に、林内の河川や用水路等に流出しないよう注意すること。

(10) 薬剤散布時は、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意し、人、自動車、家畜類等を近づけないよう常時保安要員を配置すること。

また、平成18年5月29日より「食品衛生法の一部を改正する法律」により、ポジティブリスト制度が導入されたことから、薬剤散布を実施する場合には、以下の点に十分留意すること。

- ア)薬剤散布地域の周辺に農地又は水源地がある場合、薬品の散布の飛散により農作物の収穫や水産動植物(魚類)に影響を与えることのないよう、薬剤 散布の方法や時期等について監督職員の指示を受けること。
- イ) 具体的には、周辺地域への周知を徹底すると同時に、対象地域の周辺農地 における作物の栽培状況等の把握などに留意すること。

#### ※ポジティブリスト制度

残留農薬基準値が設定されている農薬は基準値を、残留農薬基準値のない農薬については一律0.01ppmとし、基準値を超えた場合には、農薬等が残留する食品の流通を禁止するというもの。

- (11) 薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いをすること。
- (12) 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理について、請負者において必ず行うこと。
- 6 薬剤の散布にあたっては、以下について注意すること。
  - (1) 散布用器具は、動力噴霧器等を使用し、細部まで散布液が届く器具を使用すること。
  - (2) 散布は晴天及び曇天の日を選んで実施すること。ただし、降雨直後、散布直 後に降雨が予想される場合及び強風の場合は散布しないこと。
  - (3) 散布に当たっては、あらかじめ一定数量に対する基準薬液量を把握するなど、 目安等を付けてから作業に着手すること。
  - (4) 散布は、常に風の方向、風力等を念頭に置いて作業者に薬剤がかからないように注意すること。

#### 7 その他

この仕様書によりがたい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督 職員にその事由を申し出て、指示を受けること。

# 造材基準寸法調書

			竹 卒	华门	広 讷 盲	
樹 種	径級 cm	等級·材質	材 長 m	延 寸 cm	主たる用途	適用
	13下	込	4.00	6 <b>~</b> 10	杭•丸棒等	
	14~16	込	4.00	6 <b>~</b> 10	羽柄材	
	10 00	元玉·中玉	4.00	6~10	一般材•集成材	
	18~28	込	4.00	0.510	合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	30上	元玉•中玉(A•B)	4.00	6~10	一般材•集成材	
	30 <u>T</u>	込	4.00	0.510	合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	18~28	元玉·中玉	3.65	6~10	一般材	
スギ	18~28	元玉·中玉	3.00	6~10	一般材	
7+	13下	込	2.00	3 <b>~</b> 5	杭∙丸棒等	
	14~16	込	2.00	3 <b>~</b> 5	羽柄材	
	10 00	יי	0.00	0 5	一般材・集成材	
	18~28	込	2.00	3 <b>~</b> 5	合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	00.1	n	0.00	3 <b>~</b> 5	一般材・集成材	
	30上	込	2.00		合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	8上	原料材	2.00	_	パルプ・燃料材	一般製材、合板用材、木工等に適さ ない場合に限る。
	16下	原料材	4.00	_	パルプ・燃料材	一般製材、合板用材、木工等に適さ ない場合に限る。
	13下	込	4.00	6~10	杭·丸棒等	
	14~16	込	4.00	6~10	羽柄材	
	18~28	1~3等	4.00	6~10	一般材・集成材	
	18~28	込	4.00		合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	00 F	1~4等	4.00	6~10	一般材•集成材	
	30上	込	4.00	6~10	合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
カラマツ	13下	込	2.00	3 <b>~</b> 5	杭·丸棒等	
777	14~16	込	2.00	3 <b>~</b> 5	-	
	18~28	込	2.00	3~5	一般材・集成材	
	10~20	12	2.00	3~°5	合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	30上	込	2.00	3 <b>~</b> 5	一般材•集成材	
	30 <u>T</u>	<u>.</u>			合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	8上	原料材	2.00	_	パルプ・燃料材	一般製材、合板用材、木工等に適さ ない場合に限る。
	16下	原料材	4.00		パルプ・燃料材	一般製材、合板用材、木工等に適さ ない場合に限る。
•						

	10 6	1~3等	4.00	6 <b>~</b> 10	  一般材・集成材	30上の等級・材質は1~4等。
	18上	込	4.00	6~10	合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
アカマツ	10 -	ŗ	0.00	3~5	集成材等	
	18上	込	2.00		合板材	腐れ、虫喰い、曲り等の欠点により 一般製材に向かない場合に限る。
	8上	原料材	2.00 —		パルプ・燃料材	
	18上	1~3等	4.00	6~10	一般材•集成材	30上の等級・材質は1~4等。
その他 針葉樹	18上	込	2.00	3 <b>~</b> 5	集成材等	
	8上	原料材	2.00	1	パルプ・燃料材	
	22下	込	2.20	6~10	一般材等	
広葉樹	24上	1~4等	2.20	6~10	一阪竹寺	
	6~	原料材	2.20	_	パルプ・燃料材	

注:需要動向に応じ上記以外の造材寸法が要求され有利販売につながるときは、監督員の指示に従い採材すること。

# 素材卷立区分調書

樹 種	用途	長 級 m	径 級 cm	品 等	巻立の大きさ
		4.00		込	10~100m3程度
		2.00	13下	込	"
		4.00	14 10	込	"
		2.00	14~16	込	"
	<b>ሰ</b> ቤ ++	4.00		元玉·中玉	"
	一般材	3.65	1000	元玉·中玉	"
スギ		3.00	18~28	元玉·中玉	"
7+		2.00		込	"
		4.00	00 F	元玉·中玉(A·B)	"
		2.00	30上	込	"
	<u> </u>	4.00	18上	込	"
	合板材	2.00	10工	込	"
	チップ	2.00	8上	原料材	"
	チップ	4.00	16下	原料材	"
	一般材	4.00	13下	込	"
		2.00	13 [	込	"
		4.00	14~16	込	"
		2.00	14.510	込	"
カラマツ		4.00	18上	1~4等	"
7777		2.00	101	込	"
	合板材	4.00	18上	込	"
	D 11X 173	2.00	101	込	"
	チップ	2.00	6上	原料材	"
	チップ	4.00	16下	原料材	"
	一般材	4.00	18上	1~4等	"
	八八八八	2.00	101	込	"
アカマツ	合板材	4.00	18上	込	"
	D 100 10	2.00	10	込	"
	チップ	2.00以下	6上	原料材	"
	一般材	4.00	18上	1~4等	"
その他針葉樹	מראניו	2.00	101	込	"
	チップ	2.00	6上	原料材	"
	一般材	2.20	22下	込	"
広葉樹	מראניו	2.20	24上	1~4等	"
	チップ	2.20	6上	原料材	"

注:需要動向に応じ上記以外の巻立区分(長級・径級)が有利販売と判断されるときは、監督員の指示に従うこと。

# 松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成21年4月16日森整第 65号)

(改正 平成22年3月17日森整第970号)

(改正 平成23年2月18日森整第842号)

(改正 平成24年4月13日森整第 52号)

(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)

(改正 平成27年3月3日森整第 799号)

(改正 令和5年2月27日森整第 745号)

#### 1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

### 2 地域区分

松くい虫被害(マツ材線虫病)の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布 状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指定要件	地域の範囲
被害地域	松くい虫被害(マツ材線虫病) が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m以 上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、 紫波町、花巻市、北上市、奥州市、 金ケ崎町、一関市、平泉町、 大船渡市、陸前高田市、住田町、 遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツ ノマダラカミキリの生息が確認さ れるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m以 上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

#### 3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本 表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処	理	法	
地域区分	7人1木时旁	造材丸太	残 材	枝	開 与
	4月 ~5月	6 月に入る前に 林外に搬出する こと。	剥皮、焼却、林 外搬出処分、薬剤 散布又は破砕する こと。	分、薬剤散布又	なは破 け、散布する場合は県の指導を受けること。   を 3cm 破砕は、チッパーによ
被害地域及び	6月 ~9月		。 る場合は、所管する センターの指示を含	_ , _ , _ , , , , , , , , , , , , , , ,	6月~9月に新しい皮付丸太を放置すると、 松くい虫の繁殖源、感染源となる。
周辺地域	10月 ~11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	!	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業するこ
	12月 ~1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	ただし、最大征	
	2月 ~3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外 搬出処分、薬剤散 布又は破砕するこ と。	ただし、最大名	
その他 の地域		通常の施業でよ い。	左に同じ。	左に同じ。	

#### 4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2)被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3)被害地域及び周辺地域においては、隣接林分(おおむね 200m以内)の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難い場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

# マツ伐倒時期安全確認調査方法書

#### 1 目的

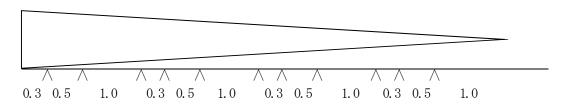
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めると ともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施す る。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

#### 2 調查方法

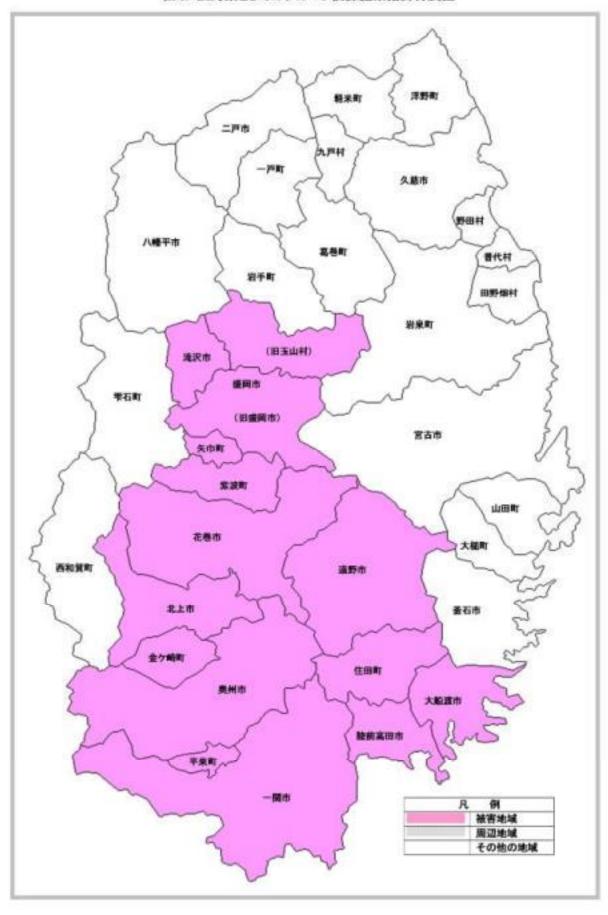
- (1) 10月~翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、 林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

				时	朔	为1 1	义 倒	/\	調	1 E	り	まと	= \ \ \ \ \ .	)表					
地力	方振	<b>興局名</b>								担	当	者名	5						
林	所	在地								事	業区、	林场	Œ						
況・	樹	種			林	断	ì		年	平	均胸	高直徑	Z E		сm	平均	樹高		m
地況	方	位			標	高	i		m	備		Ż	李				•		
			•	調	•		查	Ē		•	ž	洁	•			果			
						1	.0m	材			(	). 5m	材			C	. 3m	材	
伐			倒	供試木の			ノマダ		ミキリ					ミキリ				ラカミ	キリ
12	4		겓	THE VIOL	/II=A	安州	密度本			45111	安出	密度本			/II.4.LV	安化	密度本		
年	:	月	目	胸高直径	供試				i	供試				i	供試			i	:
4	•	Л	Н	加州可以土	本致	0	+	++	+++	本数	0	+	++	+++	<del>4</del> <del>3</del> 3	0	+	++	+++
				No.1					!			:	! ! !					:	:
年	F	月	日	No.2														:	
				計					! !				! !	:				:	
				No.1					i i i					i				i	
年	F	月	日	No.2														į	
				計					-				<u> </u>					:	
				No.1					i !										
年	Ē	月	日	No.2					! ! !					-				į	
				計					!				<u> </u>	-				:	
0	寄生	なし	)				注	) 1	判定	<b>よ「マ</b>	ツノマ	ダラカ	ミキ	リ判定の	手引	を利	用。		
+		匹	[ [	<b>烘</b> 式九太1本	当たり	)		2						なので、		しなく	てもよ	.V \	
++		~5匹		り幼虫、ある	ない	才								て判定す					
+++	+++ 6匹以上 入孔数 3 寄生密				密度の	判定は	t、 概略	で良	八。 (全	面剥	皮の必	要はな	( V						

# 松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針付属図



# ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

一岩手県農林水産部森林整備課一

# 森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

# ナラ枯れ被害拡大中!被害にあう前に、 積極的にナラ類を伐採利用しましょう!

- ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意 が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご 協力願います。

# 《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内で**ナラ類(**ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ**)を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を 定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域(前年又は当年の被害木から2kmの範囲) は刻々と変化しますので、(詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。)

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

## 【なぜ?】

- ・6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出 する期間です。
- ・健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

#### 補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農 林振興センター林務担当課に相談願います。

#### 2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

## 【なぜ?】

・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性あります。

# 補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」(以下「通知書」 という。)を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用 する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法 を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課 (以下「振興局等」)にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方**所在 先の振興局等に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

#### 【なぜ?】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生 する恐れがあります。
- ・厚さ 10mm 以下に破砕 (チップ化等) 又は焼却 (炭化を含む) することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

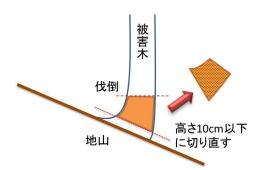
# 補足2

被害地域であっても、**単木的**に**健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にご相談下さい。

3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

# 【なぜ?】

・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



# 【ナラ枯れ被害とは?】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ 右:メス 左:オス 体長は5mm程度



ナラ菌 写真提供:国立研究開発法人森 林総合研究所関西支所

# 【被害の特徴は?】



夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



前年の被害木から新成虫が 羽化脱出する。

申岩手県では6月下旬頃から羽化脱出が始まる。



被害は7月から8月の間に拡大する

7月~翌年6月下旬 集中的にアタックされたナラ類 は枯死し、樹木内部ではカシノナ ガキクイムシが繁殖する

フェロモン等により、多数 の成虫が集合し、健全木に アタック(穿入)する。

# 岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

					年	月 日
住所:		様				
(Tel	_	_	)			
			住所: 氏名又は名称: (Tm	_	_	)

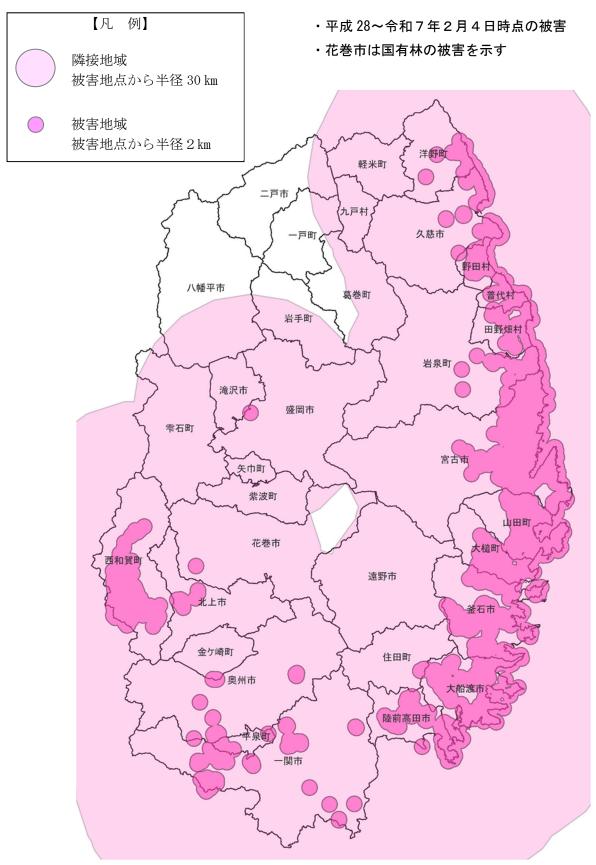
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年6月20日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。 適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕(チッ プ化)又は焼却(炭化を含む)してください。

# 【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。(ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。)
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出 して下さい。(受領した通知書は巡視活動の参考とします。)

# ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和7年2月4日現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

# 広域振興局・農林振興センター 一覧

窓口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3

# 紙 入 札 参 加 承 諾 願

- 1. 発注事業名
- 2. 電子入札システムでの参加ができない理由 (記入例)
  - ・認証カードを申請中だか、手続が遅れているため 令和 年 月 日 認証カード取得予定

上記の発注事業は、電子入札システム対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を承諾いただきますようお願い致します。

令和 年 月 日

住所 商号又は名称 代表者氏名

分任支出負担行為担当官 岩手南部森林管理署長

殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官 岩手南部森林管理署長

# 入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答